

印旛利根川水防事務組合職員の育児休業等に関する条例

平成4年3月30日

印利水条例第5号

(目的)

第1条 この条例は、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第2条第1項、第3条第2項、第5条第2項、第7条並びに第9条第1項及び第2項の規定に基づき、職員の育児休業等に関し必要な事項を定める。

(規定の準用)

第2条 印旛利根川水防事務組合職員の育児休業等については、栄町職員育児休業等に関する条例（平成4年栄町条例第2号）の規定を準用する。

附 則

この条例は、平成4年4月1日から施行する。